

助成年度：平成2年度

[所属] 岩手大学 人文社会科学部
[役職] 教授
[氏名] 三田池宣子 (他計6名)

[課題]

漁業資源管理と漁場環境の保全

－漁業における持続的開発の確保に向けて－

[内容]

わが国において、資源管理型漁業の理論的体系化を最初に打ち出したのは、長崎福三氏の「狭い海」（昭和46年）であったとされる。その後、この用語は52年の漁業経済学会大会・53年の大水主催の東・西水産振興会等において用いられ「漁業資源の維持・増大を図りつつ、かつ最大の利益を実現しうる漁業」として位置づけられた。58年には参院農水委の「資源管理型漁業の確立に関する決議」を受けて水産庁が「資源管理型漁業への移行について」をまとめ、日本漁業の体質改善の方向付けがなされた。

今日、資源管理型漁業が普及し実践例が多数報告されているが、その意味は必ずしも明確ではない。漁業白書に見る資源管理の考え方は、その対象を増養殖から天然資源に、沿岸漁業から沖合漁業に拡大し、さらに漁業技術・資源管理技術のみならず漁業経営の側面までを含むものへと、その概念が拡大してきている。

資源管理実践事例の積み上げを背景に、63年実施の第8次漁業センサスにおいて漁業管理組織の実態調査が初めて行われた。それによれば、管理主体は地区漁協に関係する管理組織によるものが90%を占めるが、複数の漁協による自主的な漁業管理も若干見受けられる。管理内容は、(1) 漁業資源の管理 (2) 漁場の管理 (3) 漁獲の管理に大別される。漁獲管理の内容は法的規制（漁業権行使規則等）を上回る自主的規制を行っている組織が多くみられる。

漁業法18条の漁場計画制度は、海面の計画的総合的利用による生産力向上を目指す仕組みとして資源管理型漁業制度の基礎となってきたが、概念の拡大に伴い単なる「調整」ととどまらず資源管理機構による「管理」へと、その機能に変化してきたといえる。

さらに、資源管理の緊要性及び実態を踏まえて、平成2年に「海洋水産資源開発促進法」の一部が改正され、①海洋水産資源を漁業者自らが管理し有効利用を図ることを促進する資源管理協定制度の創設②海洋水産資源開発センターの業務を既存漁場の資源調査に拡充した。資源管理協定制度は、漁業関係者団体等による自主的管理協定を制度化し促進することにより公的規制を補う形で、海洋水産資源利用の合理化を図ろうとするものであるが、まだ締結例は見られない。改正法は、従来「資源開発」を目的としていた同法が「資源管理」を視野に入れた点で、明らかに法・政策の転換として評価し得る。

資源管理型漁業に関する法制度上の主要な検討課題をして、(1) 海面の複合的・他面的利用にそなえた「公益」概念の整備 (2) とくに、一種共同、区画漁業・漁権の資源管理・漁場保全的性格の強化 (3) 栽培漁場の権利化に関する問題 (4) 共有共同漁業権の取扱いの問題 (5) 海洋水産物に関する無主物概念の再検討 (6) 加入資格制限の問題 (7) 漁業調整委員会の機能の充実等が挙げられる。一方、今日、漁業に対する外部からの侵害（埋め立て、ゴルフ場問題、海水・河川水の汚染等）から漁民を守り、資源管理型漁場を実現して行くためには水質保全法等の環境基準を引き上げ、取締体制を強化する等、漁業法制度以外の対策が講じられなければならない。

沿岸漁業をとりまく情勢は年々厳しさを増し、とくに沖合漁業との競業が深刻さを加え、平成4年7月の指定漁業の一斉更新をひかえ、指定漁業の許可内容の見直し等、法制度改革が緊要の課題となっている。

北海道では道水産部が、昭和 63 年「沿岸漁船漁業と沖合底曳網漁業との協調ある操業体制の確立のために」(指針案)を作成し、道漁船漁業についての基本的な考え方を明らかにした。この指針(案)は、小型未成魚の保護対策等資源保護対策、沿岸漁業・沖合底曳網漁業双方の生産体制、沖合底曳網漁業の操業体制、経営改善など漁船漁業全般にわたるものである。このうち、資源保護対策(網目・体長の規制措置、資源保護区域・期間の設定、根付魚種等の漁獲規制)と沿岸漁業と沖合漁業との操業協定の見直しに関するものについては、指針にしたがい自主的実施の方向にある。

しかし、沖合底曳網漁業に関するものについては、法・制度の改定が必要であるため、イ. 漁獲努力量削減の措置(沖底船の操業総数の見直し、漁業禁止区域の大幅拡大、道外沖底漁船の道海域への入会禁止等) 口. 操業秩序の維持(沖底船の操業海域の細分化、協定締結の義務づけ等) ハ. 制度上の措置(沖合底曳網漁業許可の知事への移行等) ニ. 資源保護対策上の措置(資源保護対策の法的完全実施、中層曳漁法への転換促進等)について早急な見直しが求められている。